

〈ひろぎん〉バリューローン予約型契約書

広島銀行DCカード、広島銀行JCBカード、JCB LINDAまたはJCBプラチナをお申し込みの方は除きます。

第1条(商品機能)

- 1.〈ひろぎん〉バリューローン予約型とはあらかじめ「マイカーローン」・「教育ローン」・「フリーローン」のご利用可能枠を設定し、必要な時に簡単な手続きでご利用いただけるものです。
- 2.〈ひろぎん〉バリューローン予約型で設定されたご利用可能枠の範囲内で「マイカーローン」・「教育ローン」・「フリーローン」をご利用いただけます。

第2条(申込制限)

年齢が満66歳以上の方は〈ひろぎん〉バリューローン予約型をお申込みいただけません。

第3条(ご利用可能枠)

- 1.ご利用可能枠は本契約による株式会社広島銀行(以下、当行)、および当行が指定する保証委託先である株式会社オリエントコーポレーションにて審査を行い、10万円以上500万円以内(10万単位)で設定させていただきます。
- 2.審査の結果によってはご希望に添えない場合がございます。

第4条(契約期間)

ご契約期間は5年となります。(以降、条件を満たす場合は5年毎の自動更新。ただし、最長満65歳までといたします。)

第5条(取引方法)

- 1.〈ひろぎん〉バリューローン予約型で設定されたご利用可能枠はカードローンとしてご利用いただけません。
- 2.お借入時には「マイカーローン」・「教育ローン」・「フリーローン」のお手続が別途必要となり、あらかじめ設定されたご利用可能枠の範囲内で借入金額を決定します。その場合、〈ひろぎん〉バリューローン予約型金銭消費貸借契約証書の条項に従うものとします。
- 3.ご利用可能枠を超えてお申込みの場合は、改めて審査のうえ、借入金額を決定させていただきます。
- 4.「マイカーローン」・「教育ローン」・「フリーローン」のお借入手続の際には「契約内容変更に関する覚書(反社会的勢力の排除)」が適用されるものとし、また、次の各号の事由により契約者が当行に対する債務の期限の利益を失った場合にはご希望に添えないことがございます。
 - (1) 破産手続き、個人民事再生手続、特定調停手続の申立開始があったとき。
 - (2) 契約者の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (3) 契約者が返済を遅延し、当行からの書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。

第6条(本商品の終了)

当行は、社会、経済、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、本商品を終了させることができるものとします。なお、本商品の終了は、契約者のご利用可能枠を廃止するものであり、すでに実行済みの「マイカーローン」・「教育ローン」・「フリーローン」へ影響を及ぼすものではありません。

第7条(その他)

本契約に定めのない事項は〈ひろぎん〉バリューローン契約書(当座貸越契約)、〈ひろぎん〉バリューローン取引規定、〈ひろぎん〉バリューローン予約型金銭消費貸借契約証書、〈ひろぎん〉バリューワン保証委託約款を〈ひろぎん〉バリューローン予約型の仕組自体に矛盾しない限り、全て準用するものとします。